

環境アセスメント準備書に 意見書を出しました！



ジュゴン保護キャンペーンセンター(SDCC)
「普天間飛行場代替施設建設事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見書集



ジュゴン保護キャンペーンセンター

2010年は国際ジュゴン年 & 国際生物多様性年

『基地ではなく 保護区を』



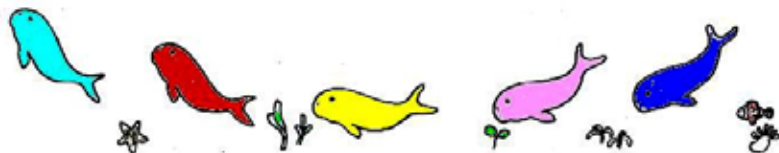
はじめに

ジュゴン保護キャンペーンセンター（SDCC）は、日本では沖縄本島のみで生息する絶滅危惧種ジュゴンの保護に取り組んでいます。現在進められている辺野古の新基地建設計画は、ジュゴンの大切な生息域である辺野古・大浦湾沿岸を埋め立てるもの。基地建設を止め、ジュゴンの保護区をつくり、豊かな海を守ろうと活動しています。

ジュゴンの大好きな海草が豊富で、大切な餌場である辺野古の海を埋め立てる基地建設を止めようとアセス準備書への意見書を提出し、アセス準備書の見直しへ取り組んでいます。

ジュゴン保護キャンペーンセンター（SDCC）では、210通の意見書を集めました（「基地の無い平和で豊かな沖縄をめざす会」から寄せられた353通と合わせると563通）。この中には街頭で声をかけ一生懸命説明をして書いていただいたものもたくさん含まれています。その意見書をまとめて沖縄防衛局に提出しました。不備について公開質問状を提出し、直接交渉もしました。

ぜひ、この意見書集を読んでジュゴンの海を守る活動にご協力ください。



もくじ

はじめに	2

環境アセスメントとは	3

「辺野古沖からジュゴンが消えた」 吉川秀樹の意見書	4

ジュゴン保護キャンペーンセンタースタッフの意見書	8

ジュゴン保護キャンペーンセンター会員の意見書	18

みんなの意見書	
SDCC みんなの意見書	20

沖縄の会みんなの意見書	21

呼びかけ	23

環境アセスメントとは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が事業の実施に当たり、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を、より環境に配慮したものとしていくものです。方法書（事業内容、調査・予測・評価方法などを示すもの）、準備書（方法書に基づいて行った調査・予測・評価の結果を示すもの）、評価書（準備書への意見を踏まえての最終評価）の3段階からなり、方法書・準備書には誰でも意見書を出すことができます。方法書には500通あまり、準備書にはその10倍以上の5317通の意見書が提出され多くの人たちの注目を集めました。意見書に対して事業者は「意見の概要と事業者の見解」を出し、それを踏まえて知事が意見を出すという流れになります（知事意見は専門家の委員で構成されるアセス審査会の答申を踏まえて出されます）。

<準備書スケジュール>

2009年

4/1 沖縄防衛局準備書提出（公告縦覧 ～5/1）

4/1～5/15 意見書の受付

6/15 沖縄防衛局「意見の概要と事業者の見解」提出

6月中旬～9月 アセス審査会の開催

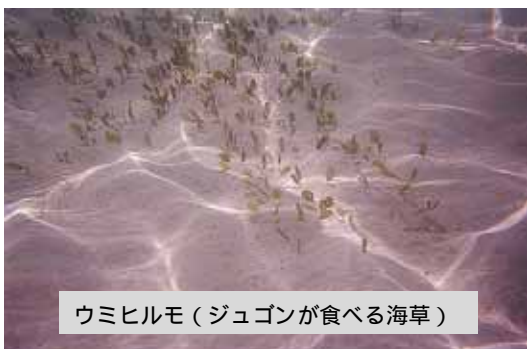
10月 知事意見の提出

沖縄のジュゴンは環境省が絶滅危惧種 1A 類（最も絶滅の危険性が高いもの）に分類しています。また IUCN（国際自然保護連合）が、日本政府に対して3度のジュゴン保護勧告を出しており、政府は国際的にもジュゴン保護の責務を負っています。ところが沖縄防衛局は、環境省の過去のデータを無視し、準備書で「現地調査の結果によると、事業実施区域周辺において生息するジュゴンは嘉陽沖にほぼ常在しており、事業実施区域においてはジュゴンの生息は確認されていません。そのため、施設等の存在による海面消失に伴いジュゴンの生息域が減少することはほとんどないと考えられます。」という結論を出しています。ジュゴンへの影響を配慮するどころか、資料を改ざんしてでも基地建設を進めようとする沖縄防衛局の姿勢を許すことはできません。

以下、吉川秀樹（ジュゴン保護キャンペーンセンター）の、辺野古沖のジュゴンの存在についての意見書です（一部抜粋）。

「辺野古沖からジュゴンが消えた？」 吉川秀樹

「辺野古沖からジュゴンが消えた？」防衛局の約7ヶ月間の「環境現況調査」と、1年間のアセス本調査に基づいて作成された「準備書」において、人々を驚かせたことが2点あります。まず1点目は、ジュゴンの「最小個体数」が3頭とされたこと。「最小個体数」という概念が何を意味するか、という疑問についても後で言及しますが、とにかく沖縄のジュゴンが絶滅の危機に直面しており、一刻も早い保護策を行わなければならないことが再確認されました。そして2点目は、今回の防衛局のアセス調査で、「辺野古沖」でジュゴンが確認されなかったことや、「辺野古地先」の海藻場でジュゴンの食跡が確認されなかったことを根拠に、辺野古崎に代替施設基地を建設してもジュゴンに影響を与える可能性はない、と予測・評価したことです。防衛局の予測・評価はまったく納得できるものではありません。なぜなら、これまで環境省、NGO、そして防衛局自体が行った調査では、個体の目視確認や食跡の存在により、辺野古沖でのジュゴンの存在は確認されてきたからです。しかしこの「準備書」は、それまでの調査結果を参照しながら、その調査結果の違いに対するの考察も行わず、辺野古沖にジュゴンが存在しないと判断を下してしまっている。しかも、その判断を下していく過程において、非常に不可解ことが行われている。これでは、もう準備書の体をなしていません。以下、「準備書」におけるジュゴンの扱われかたについて、環境省の『ジュゴンと藻場の広域的調査：平成13年～17年度 結果概要』（平成18年）という調査報告書と比較させながら、ジュゴン保護を訴えてきた市民住民の一人として意見を述べ、質問をしていきます。意見を真摯に受け止め、質問にちゃんとお答え下さい。



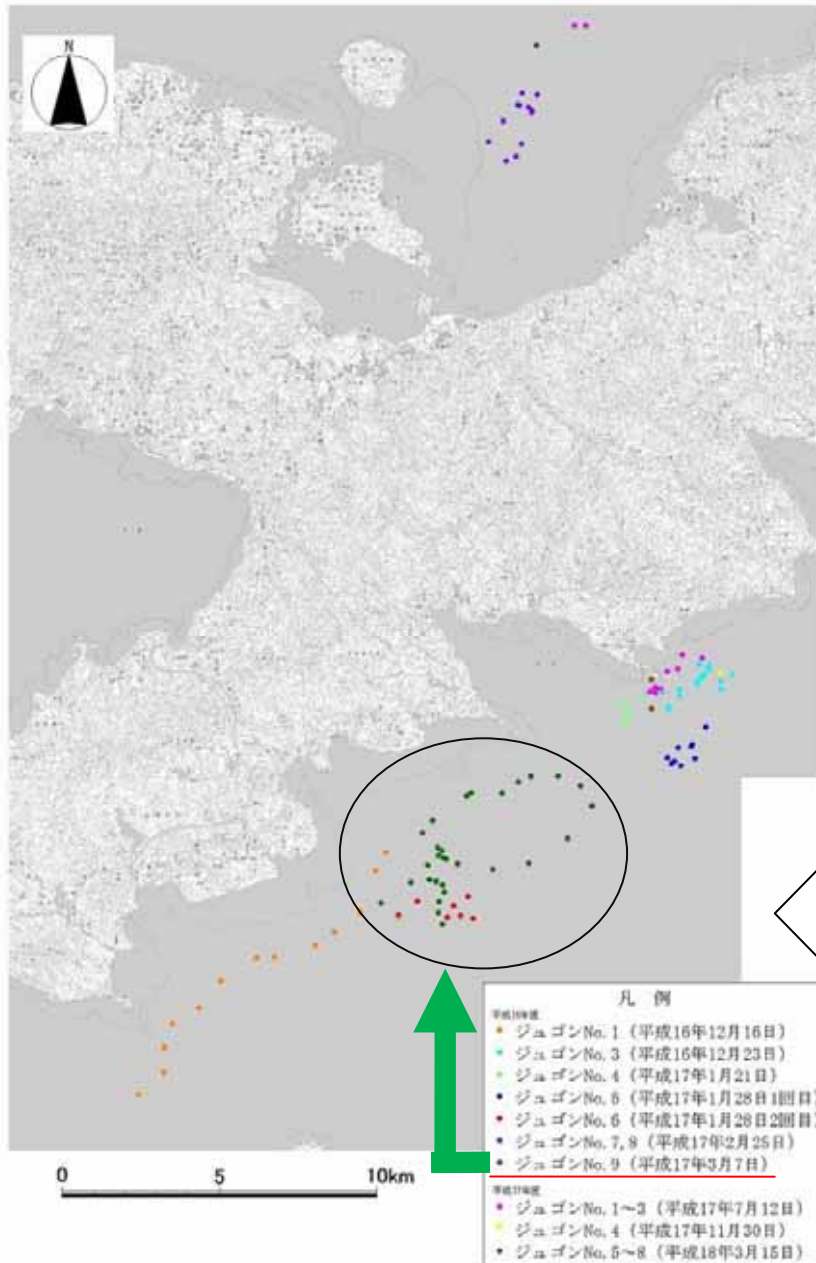
ウミヒルモ（ジュゴンが食べる海藻）



オヒルギ（マングローブ）の花

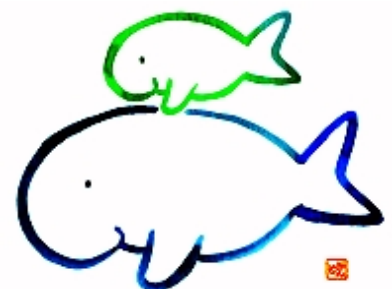
「ジュゴンを確認した報告書」と「ジュゴンを確認できなかった準備書」

辺野古沖でのジュゴンの最近の存在を最も明確に示しているのは、環境省の『ジュゴンと藻場の広域的調査：平成13年～17年度 結果概要』（平成18年）という調査報告書です。この報告書の図5は、2005年（平成17）年3月7日に、ジュゴンが宜野座沖から辺野古沖へ移動していること示しています。



ちなみにこの環境省の同報告書は、「準備書」において頻繁に引用されており、同報告書のジュゴンの生息状況等を表したいくつかの図や表は、そのまま引用されています。しかし、辺野古沖で移動するジュゴンを示したこの図5は、「準備書」では引用されていません。

図5 平成16年度及び平成17年度にヘリコプターによりフォローしたジュゴンの行動
（15分毎の位置をプロットしたもの。ジュゴンのNo.は次ページの表2を参照）

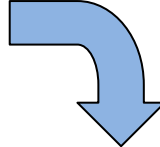


辺野古沖からジュゴンが消えた

表2 ヘリコプターによるジュゴンのフォロー調査の結果(平成16,17年度)

ジュゴンNo.	追跡年月日	発見	海域	目撃	目撃数	目撃時間	目撃距離	目撃高度	目撃速度	目撃方向	目撃者	備考(目撃者)
16-12	2004/12/16	8:47	金武湾コージ	2	成獣*	不明	11,820m*	3.04*	3.8km/h*			金武湾にのみ目撃で比較的長く目撃
16-9	2004/12/20	12:24	宜野座沖	1	成獣	10:00	8,520m	3.24	2.6km/h			ほぼ静止した状態で目撃されたが、動きがみられる
16-4	2005/1/31	13:04	宜野座沖	1	成獣	10:00	2,820m	1.37	1.7km/h			動いた後しばらく静止
16-5	2005/1/28	9:10	宜野座沖	1	成獣	10:00	3,230m	2.01	1.8km/h			比較的長い時間静止
16-6	2005/1/28	11:00	宜野座沖	1	成獣	不明	3,000m	1.41	2.6km/h			中継機を操作して、ゆっくりと目撃
16-7A	2005/2/25	13:12	古宇利島	2	成獣*	不明	5,271m	2.05	1.9km/h			機体の揺れで目撃
16-9	2005/3/7	10:07	宜野座沖	1	成獣	不明	18,438m	7.11	2.6km/h			辺野古沖をゆっくりと北上し、長島・平島を回りながら南下
16-9	2005/3/7	10:07	宜野座沖	1	成獣	不明	18,438m	7.11	2.6km/h			辺野古沖をゆっくりと北上し、長島・平島を回りながら南下
16-12	2005/12/16	8:47	金武湾コージ	2	成獣*	不明	11,820m*	3.04*	3.8km/h*			金武湾にのみ目撃で比較的長く目撃
17-4	2006/11/20	12:20	宜野座沖	1	成獣*	不明	-	-	-			(写真なし)
17-5	2006/3/15	9:21	宜野座沖	1	成獣	不明	-	-	-			ゆっくりと目撃
17-6	2006/3/15	12:52	宜野座沖	1	成獣	不明	-	-	-			ゆっくりと目撃
17-7A	2006/3/15	13:18	古宇利島	2	成獣*	不明	-	-	-			(写真なし)

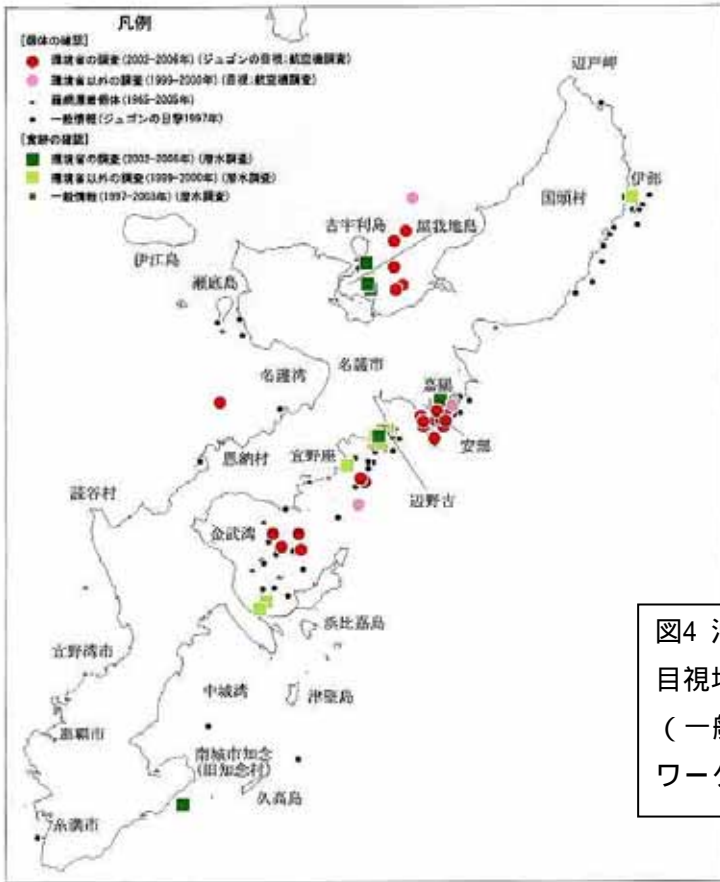
また環境省の同報告書の表2は、このジュゴンの移動を以下のように示しています。ここでは、「辺野古沖をゆっくりと北上し、長島・平島辺りでUターンして南下」とジュゴンの行動が説明されています。なおこの表は、「準備書」第3章において引用されていますが、ジュゴンの行動の記述は引用されていません。(例 P3・79)



西側

16-9 2005/3/7 10:07 宜野座沖～辺野古沖 1 成獣 不明 18,438m 7:11 2.6km/h 辺野古沖をゆっくりと北上し、長島・平島を回りながら南下。

表2 ヘリコプターによるジュゴンのフォロー調査の結果(平成16,17年度)



また環境省は同報告書の図4で、2006年には辺野古地先の海草藻場において食跡が確認されたことを示しています。なお同図は、防衛局の「準備書」第3章P3・72でも、ほとんどそのまま引用されています。

図4 沖縄本島周辺海域におけるジュゴンの目視地点と食跡の分布状況(1965~2006) (一般情報については主にジュゴンネットワーク沖縄より提供)

図4 沖縄本島周辺海域におけるジュゴンの目視地点と食跡の分布状況(1965~2006) (一般情報については主にジュゴンネットワーク沖縄より提供)

防衛局の「準備書」における大きな問題の一つは、このような環境省の調査結果を参照しておきながら、自らのアセス調査の「辺野古沖でジュゴンは確認されていない」という結果の違いについての考察をまったく行っていないことです。考察を行わないまま、自らの調査結果だけに基づいて、代替施設基地を建設してもジュゴンに影響を与える可能性はない、と予測・評価する。それは暴力的なまでの論理の飛躍です。これでは「準備書」の科学的信頼性は保てません。ちなみに環境省の同報告書は、海草藻場と食跡の関係について以下のような見解を述べています。P17
利用が確認されなかった海域の海草藻場については(11)、想定される理由について整理することが必要である。

(11) 本調査においてジュゴンの利用が確認されなかったことをもって、利用する可能性がないとは言えない。

防衛局はなぜこの環境省の調査報告を最も重要な既往の研究調査の一つとして参照しながら、なぜアセス調査では辺野古沖でジュゴンが確認されなかったのかについて、整理や考察をしなかったのですか。なぜ環境省の「ジュゴンの利用が確認されなかったことをもって、利用する可能性がないとは言えない」という重要な見解を無視したのですか。お答え下さい。(引用ここまで。下線等の加筆はSDCC)

6月15日沖縄防衛局は、「準備書についての意見の概要及び事業者の見解」を出しましたが、その中に吉川秀樹の質問に対する答えはありませんでした。そればかりか『**既往の調査結果によると、ジュゴンの生息は辺野古沖では平成11年度まで、宜野座沖～金武湾では平成16年度まで確認されましたが、その後は確認されていません。**』と書かれています。これは、個体No.16-9が辺野古沖を回遊した事実と反する記述です。

7月2日の沖縄防衛局との交渉においてこの点を追及したところ、2名の沖縄防衛局職員個体が私見としながらも「平成16年度までは、辺野古にジュゴンが生息していた」ことを認めました。ジュゴン保護キャンペーンセンターはこの事業者見解の修正を求めるとともに、科学的信頼性のない準備書の撤回を求めます。

7月30日に開催されたアセス審査会では、吉川秀樹の意見書が資料として配布されました。今後もアセス審査会へ参加し、委員への働きかけを続けていきます。



SDCCスタッフの意見書

吉川秀樹が指摘した辺野古のジュゴン以外にも、準備書には様々な問題点があります。SDCC スタッフの意見書をご紹介します。

1. ジュゴン保護は世界の流れ - 英語版の作成を！

蜷川義章



英語版の作成を

普天間代替施設建設事業の準備書概要が4月2日に、本編が9日に沖縄防衛局のウェブサイトへアップされました。前回の秘密主義的な方法書に批判が集中した結果です。沖縄ジュゴン保護は国際的な問題でもあり、準備書の英語版作成を求めます。

欠陥準備書

この準備書の問題点の第1は、5400ページの膨大な量にもかかわらず肝心の飛行場の位置や埋め立て土砂1700万 m^3 の購入先が先送りされ、米海兵隊が12年秋から配備するオスプレイについて触れていません。建設位置を6案上げて検討していますが、これは沖合案を求める沖縄県や土建業者への配慮にすぎません。指摘した3点を直ちに明らかにすべきです。

辺野古にジュゴンがいらない？

問題点の第2は、「辺野古にジュゴンがいらない」との調査結果です。環境省や環境団体の調査結果に反するからです。辺野古はジュゴンにとって最大の餌場で、沖縄防衛局の調査でも75.9トンの海草が生えています。食み跡が発見された嘉陽の海草藻場は辺野古の東5キロ地点で、9.5トンしか生えていません。嘉陽に生息しているジュゴンが大浦湾や辺野古には行かなかったと沖縄防衛局は断言し、この疑問点を検討していません。沖縄県が沖縄防衛局による水中ビデオの設置がジュゴンに回避行動をとらせる危険性があると指摘していたことを忘れてはなりません。**疑問を解決するための調査を継続すべきです。**

海草藻場はジュゴンの命

問題点の3は、基地建設で**破壊される海草藻場、78ヘクタールを保全しない態度**についてです。沖縄防衛局は「(海草移植の)実行が容易でない」からと敬遠し、「生育範囲の拡大に関する方法を検討する」としています。海草藻場を保全しなければ、ジュゴンの餌場が失われ個体維持が困難になります。破壊される海草の保全策を検討すべきです。


独善的な姿勢 その他、沖縄県が方法書段階で求めたジュゴンの複数年調査や騒音対策のためのデモ・フライトをしていないことには一切コメントしていません。また、ジュゴンなどのアセスメントについては定量的な把握が求められていますが(06年3月30日環境省告示87号)、沖縄防衛局は「専門家等から指摘がなかった」と居直り、その専門家の氏名の公表すら拒否しています。専門家の氏名の公表と、出された意見に回答することを求めます。



2. ジュゴンにとって嘉陽と辺野古は5分の距離

上田千鶴

1. 辺野古にジュゴンがいなかったとありましたが、それはキャンプシュワブの海軍の人達が水陸両用の戦車を使って辺野古で縦横無尽に演習してるからじゃないですか？また防衛省がジュゴンの調査でデカイ水中カメラを設置したのは知っています。あんな大きなものを置いてジュゴンが来ると思いますか？ジュゴンは臆病な動物です。ちょっと考えれば答えはできるようなことを莫大なお金を使ってよくもあんなアホな道具を置いたものだと思います。きちんとした調査をしていただければ判断できることです！！さらなる調査を求めます。
2. 環境アセスの調査は1年とありますがそんな短い期間で何が分かるのでしょうか？ましてや去年は台風が来ていない年です。台風の影響で評価もかわるものじゃないでしょうか？複数年調査を求めます。
3. 埋め立てる土砂というのは膨大な量になるものです。この土砂はどこからもってくるのでしょうか？その採取した土砂の採取先はどうなっていくのでしょうか？名護市近辺であるなら土砂を採取することで必ず海に影響がでます。サンゴや海草に多大な影響があるのは目に見えていることです。やはりこの採取先の環境影響評価も必要です！
4. 土砂に埋め立てる際に土砂の流出を避けるための汚濁防止膜が使われますがこの防護膜はどのようなものでこのメーカーのものを使用しているか明確にしていけないのでこれをはっきりさせてください。流出に適しているものか見極めた上で使用するべきです。土砂の流出はサンゴや海草に多大な影響を与えるものです。非常に気を使う必要があります。
5. 環境省の調査では辺野古にジュゴンは生息しているという調査結果が出ています。これは今回の環境アセスとは食い違う部分です。それは防衛省の調査が単年であるがゆえの結果でないでしょうか？さらなる調査を求めます。
6. 飛行場に建設に当たりヘリパットの配備がありました但是这はまったくの寝耳に水です。初めになかったものが環境アセスでどうしてでてくるのでしょうか？私たち市民を騙したとしか思えません。説明を求めると共に即刻中止を求めます。
7. 現在、普天間飛行場ではタッチ・アンド・ゴーの訓練が何回となく行われています。これは新しく出来る飛行場ではできないとの説明を以前受けました。なぜなら降りる場所と飛ぶ場所は違う滑走路を使うわけですから。しかし普天間飛行場で毎回行われているものが訓練を突然しないということはないと思います。これに関してもきちんとした調査をしてください。
8. 高い高いお値段のオスプレイ。すぐに壊れるオスプレイと有名ですがこれが配備されれば沖縄国際大学で起きた飛行機事故の二の舞になることは目に見えています。配備されるかどうか記載がありませんがどうなっているのでしょうか？配備されるのであればこれについても調査が必要です！！
9. 嘉陽沖にジュゴンは生息して辺野古にジュゴンはいないとありますが、嘉陽と辺野古はジュゴンの泳ぎからすると私たちが5分の距離を歩くのと同じくらいだと思います。そんな近距離をジュゴンは移動しないものなのでしょうか？まったく調査がおかしいです。環境アセスのやり直し、また複数年調査も求めます。
10. ときどき出てくる「専門家」というのはだれのことですか？私だって一般人からすれば相当ジュゴンについては知識を持っています。私のことかな～？！きちんとした調査をする以上「専門家」の人には調査に対する責任があります。いい加減な発言でジュゴンやサンゴに影響がないと軽々しく言ってほしくないです。反対に名前が公表されなければ防衛省の都合のよい返事をしてもらえないということになります。いや、本当に「専門家」がいたのかどうかとも怪しいものです。名前の公表を求めます。

<p>景観</p>	<p>大浦湾には、非常に多様な海生生物、サンゴの群落などがあり、沖縄の貴重な観光資源ともなりうるが、その図上をうるさく、物々しい軍事航空機が飛び回るようでは、とてもその下で安心、快適に自然と触れ合う気持ちにはなれません。沖縄県にとっても、日本全体にとっても大変貴重な天然資源の価値を破壊してしまいます。環境を保全するために必要な対策を具体的に明記して下さい。</p>
<p>海草藻場</p>	<p>埋め立てによる消失や、泥等による消失に対して、具体的な代償措置の記述がなければ保全対策が有効とは言えません。具体的な保全対策措置を述べてください。</p>
<p>ジュゴン</p> 	<p>水中カメラについては、バッテリーと一体型で人よりも大きな形態で海中に設置され、又設置場所も、沖合いから浅瀬へのアクセス口に集中して、ジュゴンが警戒心から回避行動を取る可能性が方法書段階から指摘されています。現在の環境をありのままに測定することを阻害するこの方法は、撤回して、アセスの方法書からやり直すべきです。</p>
	<p>今回の調査で、嘉陽沖ではジュゴンの目視、食み痕も見つかっているのに、水中カメラでは何らジュゴンの姿は捉えられていない。これはこの装置がジュゴンの生態を調査するのに全く不適切で不能な装置である事を示している。しかも最小個体数3頭と予測されるなら、その行動に悪影響を及ぼすような調査方法は一切排除し、細心の注意を払って調査するべきであり、調査の方法からやり直すべきです。</p>
	<p>使用されたパッシブソナーのジュゴンの発声に対する感度、測定能力については方法書段階から疑問の声が指摘されています。より適切な装置が市販で入手可能な中、不適切な装置を使用した調査は信頼性が無く、方法書の段階からやり直すべきです。</p>
	<p>今回の調査で、嘉陽沖ではジュゴンの目視、食み痕も見つかっているのに、使用されたパッシブソナーでは何らジュゴンの出す音は捉えられていない。これはこの装置がジュゴンの生態を調査するのに全く不適切で不能な装置である事を示している。しかも最小個体数3頭と予測されるなら、その行動を漏らさず捉える最大限の努力を払って調査するべきであり、調査の方法からやり直すべきです。</p>
	<p>海草の繁茂状況は年によって変化しており、それを餌とするジュゴンの行動も年によって変化することは自明の理です。最低でも数年の調査を行い、統計的なデータを取得して定量評価すべきです。</p>
	<p>ジュゴンが日中は沖合いで過ごし、夜間浅瀬の藻場で食餌する傾向がある事は、調査機器設置作業の時間帯を日の出後に決定している時点で把握出来ている筈です。昼間の行動しか確認出来ない航空機による目視調査では夜間の生態は全く不明です。調査の方法からやり直して下さい。</p>
	<p>今回の航空機による追跡調査でも、朝沖合いで発見され、夕方浅瀬に近づく行動が殆どです。夜間の食餌中の生態が把握出来てない限りジュゴンが辺野古沿岸に寄り付いていないと判断する事は出来ません。方法書からやり直して下さい。</p>
	<p>今回の航空機による目視調査でも、毎回調査の度にジュゴンを発見できているわけではありません。定住していると推定されるジュゴンの姿すら必ずしも捕捉しえない調査では、この間どこでどう過ごしているかを判断する事は出来ません。その様なデータから特定海域を生活圏から排除するような結論は導き出せません。方法書からやり直して下さい。</p>
	<p>今回の航空機による追跡調査では、昼間のジュゴンの行動が、大浦湾から辺野古へ向って移動しても、途中で引き返す行動が見られます。辺野古海域への移動を阻害した要因を調査し、今回の事業実施によって同様の行動阻害要因が拡大しなかつ、調査、予測、評価すべきです。</p>

	今回の航空機による追跡調査については、ジュゴンの行動軌跡と同期して、その時の航空機の飛行航路軌跡を明らかにして下さい。調査飛行機による追跡行動がジュゴンの行動に影響を与えていないかどうか、調査、予測、評価すべきです。
	今回の航空機による追跡調査については、ジュゴンの行動軌跡と同期して、その時の海上の全船舶の航路軌跡を明らかにして下さい。船舶の航行がジュゴンの行動に影響を与えていないかどうか、調査、予測、評価すべきです。
	施設供用後の航空機騒音によるジュゴンの行動への影響が大変懸念されます。最大の海草藻場である辺野古へ近づけず、嘉陽海域からも排除された場合、ジュゴンの保護による個体数の回復も不可能になる可能性があります。航空機騒音によるジュゴンの生態に対する影響を調査、予測、評価して、具体的な対策を記載して下さい。
	今回の航空機による追跡調査については、キャンプシュワブの航空機、水陸両用車等の軍事移動機の運行時刻、運行領域等を合わせて公開してください。キャンプシュワブの軍事訓練活動等が、ジュゴンの行動に影響を与えていないかどうか、調査、予測、評価すべきです。
	現況調査等に引用されている過去のデータ(環境省、防衛局、市民団体等による)では、辺野古海域でもジュゴンの棲息痕が確認されているにも関わらず、今回1年間の調査では防衛局はその存在を確認できていません。ジュゴンがこの海域から排除されたとするなら、その要因を調査し、事業実施によりその要因が拡大しないかどうかを調査、予測、評価すべきです。
	近年の辺野古海域での軍事演習の実施実態を20年以上にわたって月毎のデータとして、航空機、水陸両用車、等特徴毎に分類して、公開してください。その実施傾向がジュゴンの生態に対して有害な影響を及ぼしていないか関連データを公表し、その影響が事業実施により拡大しないかどうかを調査、予測、評価して下さい。
	環境アセスメント準備書は、ただ単に調査結果事実を述べるだけのものではありません。実際、調査結果に基づく予測、評価は、調査結果の事実とは異なります。ジュゴン保全の見地から、きちんとジュゴンの生態、行動に悪影響を及ぼす要因を調査分析し、事業によりそれが拡大しないかどうかを予測評価する必要があります。これを実施して下さい。
	台風による海草藻場への影響が調査されていません。それによるジュゴンの行動、食餌場所の移動等、生態への影響が調査されていません。これらを調査し、将来における台風時のジュゴンの生息環境への影響を調査、予測、評価すべきです。
総合評価	沖縄防衛局は対象施設の建設は行うが、施設の運用・管理の権限は持たないが、米軍の運用に規制を掛け環境保全対策の実施を担保する権限を持っているか、示して下さい。
	産業界では、製品安全性をチェックするリスクアセスメントにおいて、起こりうる最悪の事故を想定し、その上での安全を確保するための設計変更、運用方法の変更を実施するが、今回の環境アセスメントにおいて、起こりうる最悪の状況を想定してアセスメントを実施しましたか。
	国民の生活(静かな暮らし)、生活環境(多様で貴重な自然環境)を守る立場から、実施される事業により引き起こされうる最悪の状況を想定し、その上での生活環境、自然環境を保全するために何が必要かを検討しなくてよいのですか。
	MV オスプレイが2012年から在沖海兵隊に配備されることが明らかになっています。その騒音・事故リスクが非常に高いことは公知の事実なので、国民生活環境を守るため、これを含めたアセスをやり直して下さい。



	沖縄防衛局は、米軍の飛行コースを制限する権限を持たず、訓練によっては民家の上を飛行する事を認めている以上、想定される最悪のケースとして、通常運用と異なり民家上空をまっすぐ飛行した場合の環境影響を調査、予測、評価するのは当然です。実施して下さい。
	想定されうる最悪のケースとして、MV オスプレイが民家上空をまっすぐ飛行する場合の環境影響を調査、予測、評価してください。
	在沖米軍及び沖縄防衛局には、通常の訓練中に大学構内にヘリを墜落させるという実績があります。この実績に基づき、通常訓練時に運用飛行機、ヘリが飛行経路のいたるところで墜落した場合を想定し、その場合に環境に与える影響について、調査、予測、評価を行ってください。
	沖縄防衛局には、在日米軍が県内の地下水に多大な汚染を与えたり、県民の水がめに1万発のペイント弾を遺棄するなど、通常の想像をはるかに超えた環境に対する悪影響を与える事業運営を実施することを一切管理、監督できていなかったという実績があります。アセスメントの運用責任者として、米国防省も事業者を含めてアセスメント全体をやり直して下さい。
手続きについて	公告縦覧の方法は、一般市民は平日仕事をしており、それを除く時間で準備書に目を通す必要があります。市民と事業者との合意形成を計るアセス法の趣旨に則って、公告縦覧の日数は延長すべきです。
	公告縦覧は、パソコン、インターネットなどの個人資産による差別が行われないう、事業者の負担で希望者に希望のページのコピーを郵送で送付することを受け付ける等の措置がなされるべきです。

4 . 地球上の野生生物に変化が起こっている

本木達雄

沖縄県名護市辺野古ジュゴンたちや海草（アマモ）&サンゴ、クマノミ、その世界を大切に守っていくことが大切である。世界平和のジュゴンが絶滅しかかっていることは、地球上の野生生物たちにも変化が起こっている（北極・南極）。

5 . ジュゴンの複数年調査を

松島洋介

ジュゴンについて

準備書では単年度の調査結果にもとづいて、辺野古にジュゴンは来遊していないと結論付け、これを根拠に代替施設建設によるジュゴンへの影響はないとしています。

しかし、環境省やジュゴンネットワーク沖縄などの既存の調査による知見では辺野古の海草も場にジュゴンのみ跡が発見されている。防衛省自身の調査によってもジュゴンの目撃事例が報告されている。こうした既存の知見と全く異なる結論となる分析がみられない。

また知事意見でもあった複数年調査を行っていない。準備書要約版では「当該海域付近で確認されている個体は1頭であり、このような個体の生活史全般を把握するのは困難」としているが本末転倒である。仮に1頭が真実であるなら、まさに絶滅寸前であり、あらゆる手段を尽くした調査と保護策が必要であるはずである。

このような理由で、今回の準備書はジュゴン保護に関して、まったく手抜きで「絶滅容認」といってよい内容である。

ジュゴンに関する複数年調査とその結果に基づく準備書の出し直しを強く求めます。



6. ジュゴンのえさ場 - 海草藻場を守って！

山根富貴子

この準備書には「実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られているものと評価した」という表現が多用されていますが、実行可能なという文言を入れることで逃げ道を作っており、最大限の回避・低減をはかるとする“ベスト追求型”の現在のアセスメントの趣旨から外れています。「絶滅に瀕しているジュゴンを守る」「貴重な自然環境を保全する」という観点から書かれたものではなく建設ありきの準備書といえます。また、5400ページに及ぶ準備書の公告縦覧に工夫がなく、多くの一般住民はなかなか準備書を読むことができない状態でした。そして方法書には記載のなかった、4つのヘリパッド計画が追加されること、米軍普天間飛行場に2012年10月から配備する予定の垂直離着陸機MV22オスプレイへの言及がないこと、埋め立て土砂の採取先が不明であることなど、大幅な変更を伴っていたり、重要な記載漏れがあることなどから、このアセスメントの方法書段階からのやり直しを求めます。

その上で、以下の意見を述べます。

1. ジュゴンについて

・ジュゴンは日本では沖縄本島にしか生息せず、環境省が絶滅危惧1A類に分類しています。今回の調査でも「最低3頭」という結果が出ている、まさに絶滅の危機に瀕している生物です。昨年10月にスペイン・バルセロナで開催された国際自然保護連合(IUCN)第4回世界自然保護会議で、「2010年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進」と題して以下の勧告が決議されました。

「日本政府に対して、環境保全と野生動物保護を考慮し、学者、研究者、NGO との協議を踏まえて、沖縄ジュゴンの棲息地への米国海兵隊施設の建設に関わる環境アセスメントを、全ての選択肢を含めて実施する努力を求める」「日本政府に対して、米国海兵隊施設の建設に起因する沖縄ジュゴンへの有害な影響を回避あるいは緩和する計画案を作成し公表することを要求する」

いまやジュゴン保護は、国際的責務となっており、ジュゴンを守るための調査と保護が求められています。沖縄県知事意見の「複数年調査を」も無視して、1年の調査で十分と考える根拠を示してください。ぜひジュゴンを守るための複数年調査を実施してください。

・水中カメラについて

2007年4月に開始された事前調査の際、辺野古沖のクチ(ジュゴンの通り道のサンゴ礁の切れ目)に設置された水中カメラは、ジュゴンの通り道をふさぐような形で設置され、設置によってジュゴンがクチを通過してえさ場の海草藻場に行くことを阻害しているのではないかとされていました。2008年3月～2009年2月の期間も同様の設置方法を取っていたのでしょうか。設置位置は地図上に記載してありますが、どのような場所に設置されていたのか、カメラの向きも含めた詳しい情報を、(あれば写真も添えて)公表してください。

・パッシブソナーについて

ジュゴンを声で見つける受動的音響観察については、タイでの研究が成果を上げています。タイでの研究で使われたハイドロフォンは、ジュゴン用に開発されたものであり、ジュゴンの鳴音を効果的に録音、記録できるものです。今回の調査で使われたパッシブソナーはそれとはまったく違うもので、ジュゴンの音響観察研究者が使わないタイプのもので、今回の調査で使われたパッシブソナーの性能と選定理由を明らかにしてください。また録音可能な音域(どの音域録音に適しているか)、水中雑音(船舶航行音、波の音)の排除のシステムも明らかにしてください。

・ジュゴンの生息域の減少について

準備書の「現地調査の結果によると、事業実施区域周辺において生息するジュゴンは嘉陽沖にほぼ常在しており、事業実施区域においてはジュゴンの生息は確認されていません。そのため、施設等の存在による海面消失に伴いジュゴンの生息域が減少することはほとんどないと考えられます」の記述について

過去の環境省、NGOの調査では、ジュゴンは辺野古の海草藻場を利用していることを確認しています。この1年の調査で、ジュゴンは辺野古を利用していないと結論付けていますが、1年だけの調査では見落としの可能性が否定できません。また、利用していなかったとして、その理由は何でしょうか。調査そのものがジュゴンを遠ざけた、キャンプシュワブの演習が激しかった、昨年は辺野古の海草の生育が悪かったなど、いろいろなきことが考えられますが、そのおのおのについての検討はなされたのでしょうか。以前の調査結果と照らし合わせた上で、上記結論に至った検討経緯を明らかにしてください。

2. 海草藻場について

・ジュゴンの餌場の減少について

準備書の「事業実施区域周辺におけるジュゴンの餌場は、主に嘉陽地先のギミ崎東側の海草藻場と考えられるため、施設等の存在による海面消失がジュゴンの餌場となる海草藻場の生育域を減少させることはないと考えられます」の記述について

上記1.で述べたようにたった1年の調査では、ジュゴンが辺野古の海草藻場を、利用していないと判定するのは科学的ではないと考えます。したがって基地建設がジュゴンの餌場の海草藻場生育域を減少させることはないという結論も科学的ではありません。

また、この準備書でも辺野古の海草藻場が、沖縄本島最大級の規模であることを認めていますが、ジュゴンを絶滅から救い、個体数を増やすためには、この辺野古の海草藻場が将来にわたって大変重要な役割を果たすものと考えられます。またアマモの藻場は様々な生きもののゆりかごの働きをしており、辺野古・大浦湾の生物多様性を保つためにも重要です。海草藻場の保全計画を立ててください。

3. 大浦湾は生きものの宝庫

大浦湾には国内最大級と言われるアオサンゴや「歩くサンゴ」(スイショウガイに共生するキクメイシモドキ)やユビエダハマサンゴの群生などが確認されています。またクマノミ城と言われるほど、たくさんのクマノミが生息している場所があり、最近ネオンテンジクダイも発見されました。まさに生きものの宝庫の大浦湾。まだほかにも貴重な生き物が生息している可能性が高いのではないのでしょうか。

基地建設によって、潮流はどう変化するのか？水の濁り具合は？有害物質の悪影響はないのか？など変化の要因は数多くあります。大浦湾が埋め立て事業によってどう変容するのかの予測は大変難しく、複数年の調査と保全計画が必要です。



4. 専門家について

準備書に出てくる専門家は名前を公表していません。そのような専門家の意見に信ぴょう性はあるのでしょうか。プライバシー保護のために名前を公表しない、と聞きましたが、学会などでの発表の際には、名前を出さなければ受け付けてもらえないのではないですか。専門家の名前の公表を求めます。

5. 今、自然環境を守り、人と生物が共生し、心豊かに暮らす社会が何よりも求められています。辺野古・大浦湾の自然を守り、ジュゴンを守ることは、私たちの生活を守ることです。基地建設を中止し、ジュゴンと辺野古・大浦湾の自然を守ってください。

7. 母なる大地、母なる海が未来へ継いでいけるように

池側恵美子

5 / 8の琉球朝日放送のニュースで、大浦湾で沖縄本島から姿を消したとも言われるネオンテンジクダイの姿をとらえたと報道していました。辺野古・大浦湾はジュゴンが棲んでいるだけでなく、アオサンゴやユビエダハマサンゴなど貴重な種が生息しています。またクマノミをはじめたくさんの命が育まれている自然豊かな海です。これほどの自然が残っている海を壊すなんて考えられません。2008年の夏に大浦湾のアオサンゴの海をシュノーケルで眺めて楽しみました。

晴れた日でそれはもう言葉では言い尽くせないほどの美しさでした。まさしく“宝の海”です。

日本にこんなに美しく自然豊かな海があることは、本当に幸せなことで、世界中に誇れることだと思います。その海を埋め立てて、基地を建設するのは、世界の自然保護の流れに逆行しているし、日本の環境保護に対する姿勢を問われることだと思います。

辺野古の海を埋め立てて、戦争をするための基地を造るのではなく、ジュゴンをはじめたくさんの命が安心して暮らせる保護区を造り、生物多様性を守っていくことを強く望みます。

それは、私たち人の暮らしを守っていくことにほかなりません。私たちの暮らしは海の恵みの恩恵を受けているのですから。海を壊すことは私たちの未来の暮らしを壊すことです。

2010年、名古屋で国連・生物多様性条約締約国会議があります。世界はいかに多様性を守っていくかを考えています。日本は議長国としての責任を問われることでしょう。絶滅危惧種のジュゴンを保護するのか、基地を建設し、ジュゴンを絶滅に追いやるのか。

日本が世界に胸を張って「日本は自然保護、種の多様性を大事に思い、その実現に向けて取り組んでいます」と言えるように、今、基地建設をストップし、ジュゴン保護の政策を打ち出してほしいと思います。

人と自然、あらゆる命が共に生きていける未来を創っていきたいです。

今回の環境アセスメント準備書は、基地建設・計画ありきになっていると思います。

基地を建設するためではなく、環境を守るという視点からアセスをしてください。

ゼロ・オプションを含んだアセスを再度実施してください。

その際には、以下のことに対してしっかりと応えてください。





- ・ ジュゴンの調査を複数年実施してください
- ・ ジュゴンの餌場である海草藻場の保全計画を立ててください
- ・ 埋め立てに使われる土砂はどこから来るのですか？採取先の環境アセスも実施してください
- ・ 埋め立てによる水の汚れ、潮流の変化を詳細に調査してください
- ・ 一度壊れた生態系は元に戻りません。慎重に調査してください
- ・ ネオンテンジクダイが見つかりました。再度、緻密な調査をしてください
- ・ オスプレイは辺野古に配備されるのでしょうか
- ・ 騒音はないのですか？デモフライト(試験飛行)を実施して下さい
- ・ 絶滅に瀕しているジュゴンの保護(餌場の確保など)計画を立ててください

膨大な税金を使って、海を埋め立てて、米軍基地を造ることに反対です。

そのお金をどうか、海を守るため、自然を守るため、私たちの暮らしを守るために使ってください。

戦争は最大の環境破壊です。あらゆるものを破壊してしまいます。

もうこれ以上、新しい基地はいりません。平和な暮らしに基地は必要ないのです。

私たちが暮らしていくには、豊かな自然がなくてはなりません。

豊かな海、豊かな森、豊かな大地があらゆる命を育てています。私たちはその循環の中で自然の恩恵を受けて暮らしているのです。美しく安全な水や空気や食べ物が重要です。

母なる大地、母なる海が未来へ継いでいかれることを願っています。

『基地ではなく 保護区を』

8. まずは何を作るのかを明確に

正阿彌崇子

環境アセスメントなので、まず「何を作るのか。」「それがどう影響するのか。」「その影響に対してどういった対策を立てているのか。」をはっきりさせるべきですが、この点においても、方法書とは違った点が出てきている。次に 3 においては、試験等が不十分である。また 4 がはっきりしないのに 5 を考えるのは難しいと思われる。最後に 3 に関しても、具体案がない上 4 で明確でないところがあるので、それを元に 5 を考えるのは難しいと思われる。まずは 3 の順で明確に書くようにしてください。

9. ダイバーとして-ジュゴン保護区の設置を求める

三村昭彦

1. ジュゴンの調査に関して

・調査期間が短く生態・頭数について十分把握できていない。複数年の調査を実施すべきと考えます。

2. ジュゴンへの影響について

・科学的な裏づけがなく、あくまでも「建設ありき」という姿勢が見受けられる。

・この工事でジュゴンが絶滅したらどうするのか？絶対影響ないと言い切れるのでしょうか？

3. 海草

・辺野古沖にもジュゴントレンチある。嘉陽沖だけを餌場にしているとは言えない。

4. 騒音

6 - 16 - 218

「ジュゴンに対する水中音の知見は少なく…」「刺し網にかかるおそれがある」という危険性を認識しているのであれば工事は中止すべきです。

5. 振動

6 - 16 - 219

「ほとんど影響ない」と証明できますか？

6. ジュゴンの個体及び個体維持群に対する影響

6 - 16 - 2200

「嘉陽沖周辺に常在」とありますが、短い調査で生息域を特定できません。

「事業の実施により沖縄県全体のジュゴンの個体群の維持に対して影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えられます」とありますが、「ほとんどない」ということは少しは影響を与えることを認識しているのでしょうか？

7. 予測

6 - 16 - 225

「飛行場施設の供用時における環境変化や船舶の航行がジュゴンに与える影響は小さく、ジュゴンがこれまで確認されている範囲内に生息している場合は、対象事業の実施がジュゴンの生息環境としての機能や価値を変化させる可能性はなく、事業の実施が事業実施区域周辺に生息するジュゴンの個体に及ぼす影響はほとんどないと考えられます」とありますが、「ほとんどない」ということは少しは影響を与えることを認識しているのでしょうか？

8. 評価

6 - 16 - 226

「調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施によるジュゴンへの影響については、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られているものと評価しました。」とありますが、「できる限り」では、不十分で絶対回避できないのであれば、工事すべきではありません。

9. 総括的意見として

私は数度にわたり、大浦湾でダイビングをしました。アオサンゴの群落、ユビエダハマサンゴの群落、クマノミの群落、大浦川のマングローブ・干潟など山～川～浜～海が一体となって自然が保たれています。このような自然豊かな海域だからこそ絶滅寸前のジュゴンが回遊してくるのだと実感しました。

絶滅寸前のジュゴンが回遊している辺野古・大浦湾への基地建設は中止すべきです。

すばらしい自然を後世に残すためにジュゴンの保護区を設置してください。

10. 緊急の保護対策を

菊池

複数年の調査を行い、絶滅の危機にあるジュゴンの緊急の保護対策を行いつつ、ジュゴンの保護の観点にたったのアセスを再度やり直してください

SDCC会員の方から、水の濁りについてなど、幅広い観点からの意見書が寄せられました。

汚濁防止膜の効果なし。計画の再考を！		S . K
頁	項目	意見
2-3	使用予定航空機	使用が予想される危険な垂直離着陸機オスプレイが含まれていないのは問題。アセスメントをやり直すべき
2-6	ヘリパッド	方法書に示されていないヘリパッドの追加は新たな事業の追加である。方法書からやり直すべき。
2-16	汚水処理施設	通常の汚水処理で処理できないと記している洗機用の洗剤や溶剤の一次処理にはどのような処理方式を採用するのか。処理前後の水質とあわせて示すべき。
5-130	評価の基準	環境保全措置は 回避 低減 代償の順に検討されるべきである。ところが、準備書では「回避、低減している」と評価し、代償措置については「必要に応じ検討する」としている。代償措置についても、常に検討してベスト追及をめざすのが本来のアセスメントの基本。評価基準の設定自体で失格である。
6-1-11	調整池等の容量	対象雨量全量を処理できる容量としているが、10年確率を超えれば処理できないのであり、不誠実な記述である。
6-1-12	汚濁防止膜	辺野古側の護岸・埋立工事の濁り発生負荷量が少ないとする根拠はない。傾斜堤護岸工事では捨石工などで濁りが発生する。
6-1-14	汚濁防止膜	ケーソン護岸 C-4 施工位置の浚渫時に、最もサンゴに近い北端は少なくとも汚濁防止膜の外側であり、濁りの防止策は何もない。
6-1-14	汚濁防止膜	埋立区域 - 1の北西側にあたる傾斜堤護岸工事の捨石工などでは濁りが発生するが、汚濁防止膜が予定されていないのは不当。大浦湾のサンゴへの影響が懸念される。
6-1-14	汚濁防止膜	BCDEF の汚濁防止膜展張位置は護岸工事位置から離れすぎで、汚濁影響を最小限に抑える計画とはいえない。
同上	同上	CD 間はケーソン運搬船を想定していると思えるが、貴重なサンゴへの影響を考えれば、FG間に迂回すればこの間にも汚濁防止膜を展張できる。最善の環境保全措置とはいえない。
6-1-23	計画汚水処理水質	洗機で使用する界面活性剤濃度も示すべき。水産用水基準で海域では検出されないこととされている。排水中に含まれるのであれば影響項目として予測評価すべき。
6-3-81	航空機騒音の評価	WECPNL70 の範囲が集落にかかっていないから問題ないとしているが、辺野古地区の陸域に及んでおり生活圏内である。妥当な評価ではない。
6-3-85	ピーク騒音	集落で 82dB を超えるピーク騒音レベルの予測結果に対する評価をすべきである。
6-5-57	低周波音の評価	目標値を満足できない予測結果がありながら「概ね満足」と評価することは不当である。

6-7-76	濁りの予測時期	護岸工事と埋立工事のそれぞれ全体でのピーク時を予測時期としているが、直近のサンゴへの影響が最大となる海上ヤードのピーク時期の予測が行われていない。海上ヤード捨石工は場所が離れていることから、海上ヤードのピーク時期の予測を行うべき。
6-7-178	海上ヤードの撤去工事	設置工事の負荷量の半分だから影響は小さいとし、予測計算すら行っていないが、予測評価を行うべき
6-7-143	濁りの予測結果	サンゴへの影響が懸念される夏季の下層の予測結果は、汚濁防止膜の効果がないことを示している。この結果を踏まえて、なぜ計画の再考を行わないのか。
6-7-206	濁り対策	護岸を先行施工した後に埋立するとされているが、護岸が一部未施工の状態では埋立は行われるのであり、対策として十分なものではない。また中仕切り堤で閉鎖水面を作る区画では、土砂を投入した結果生じる余水(濁水)を、どこから排水するか説明されていない。
6-7-206	濁り対策	予め洗浄した石材を用いるとしているが、全て購入した石材か？ そうでない場合、どこで洗浄するのか？ 洗浄排水はどうするのか？
6-7-208	濁りの評価	2mg/L の評価基準を超える予測結果が得られたら、工事計画や環境保全措置を見直すのが本来のアセスメントであり、このような評価は絶対に認められない。やり直すべき。
同上	同上	海上ヤードは、作業ヤードと同様に中止すべき ケーソン製作場所から計画的に運搬し、仮置きしない。 作業船の航行などで困難としている埋立区域内に仮置きすることを再考する。埋立の開始前であり十分可能である。 フローティングドッグを用いて仮置きし、捨石しない。湾奥で計画していた作業ヤードの代わりは、既存の港湾でフローティングドッグを用いて作業するとしている。 などの方法が考えられる。最善の環境保全措置を検討・実施すべき。
6-8-6	地下水の現況	鉛やジクロロメタンが検出されながら、環境基準以下で問題なしとしているが、調査ポイントの周辺に高濃度汚染がある可能性もある。有害物質が検出された場合は、周辺の汚染濃度分布を調査するべきである。
6-14-277	サンゴの移植	可能な限り移植するとしているが、規模等詳細な計画を示すべきである。
6-14-279	同上	幼サンゴの移植についても、「今後検討する」ではアセスメントとして失格である。検討結果をともに示すべき。
6-15-248	海草の生育基盤	生育範囲拡大方法を今後検討するというのでは、アセスメントとして失格である。検討結果をともに示すべき。
6-16-47	ジュゴン	その他の文献調査では、辺野古沖でもジュゴンが確認されており、現地調査結果と相違している。複数年の調査を求める沖縄県知事意見を無視した単年度調査しかしなかった現地調査は信頼できない。あらためて県知事意見に従い複数年調査を行うべきである。

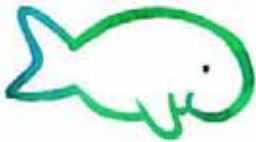
SDCCみんなの意見書

ジュゴン保護キャンペーンセンターでは、準備書の問題点を広く知ってもらうために、街頭などで、意見書提出を呼びかけました。たくさんの方が話を聞いて快く書いて下さいました。どの意見書も「海を守りたい」「基地はいらぬ」という思いにあふれていました。SDCC事務所に送られてきた意見書とともに掲載させていただきます。

私は幼いころに来たマリアナ諸島で育ち、その後沖縄で育ちました。常に海と共に生き、海に生かされていました。その後、ダイバーとなりさまざまな方面から環境保護活動をしてきました。その中人間の私利私欲のために失われていった自然をいっばいみてきました。私が育った海も年々透明度が下がってきています。これ以上の人間の手による海に対する破壊活動は人間自身をもおいつめる結果を招くことは目に見えています。私は断固として、ジュゴンのいる海をこわすことに反対します。



浦安市 U.S

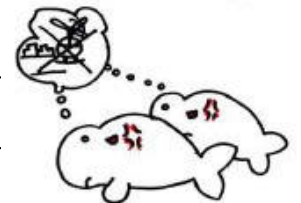


普天間代替施設建設のための環境アセスですが、この場所に住むジュゴンを始めとするあらゆる生き物が、この後も生息していけるのかどうかという視点でアセスをお願いします。私たち人間は生物多様性の頂点にいますが、東京から遠い辺野古に住む生き物も私たちとつながっていることに目を向けたアセスをお願いします。

静岡市 M.Y

ジュゴンは絶対帰ってきたいはず！！きれいな海をKEEPして、どこにでも帰ってきてもらおう！！基地なんかいらぬぞやめろー！

松戸市 S.S



私たち日本の財産である海を壊してしまったら、どうやって元に戻すのでしょうか。誰が責任をとるのでしょうか。世界の流れに完全に逆行しています！施設建設に大反対です！！本当に施設が必要なのか考えたことがありますか？！やめさせて下さい！

大阪市 Y.A



最近知ったんですけど、藻場って本当に海の生き物にとって大切な場所なんですね。海は命の宝庫で、人間が生きていくためには、たくさんの命が必要になります。海の生き物を守ることは人間の命を守ることに直結すると思います。一つ一つの作業工程において、生物の生きる場所や命得御脅かすことがないのかどうか、真摯に探ってほしいと願います。

京都市 K.G



ジュゴンは大変な希少動物です。その生息場所である海辺をこともあろうに戦争のための基地として奪うなど、人間のすべきことではありません。希少ということはジュゴンなど絶滅しかかった種が人間の圧迫で生き残れなくなったということです。とにかくジュゴンを圧迫しないでください。
東京都 T . M


ジュゴンのすむ海が埋め立てられると知り、ショックで筆を取りました。戦争は反対です。そんなことのために大切な海を汚さないでください。ジュゴンのすむ海を壊さないでください。貴重な生態系を壊すのではなく、守るための対策を取ってください。お願いします。
一宮市 H . M



沖縄の会みんなの意見書

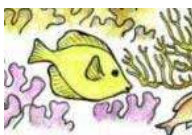


大阪の「基地の無い平和で豊かな沖縄をめざす会」は、353通の意見書を沖縄防衛局に送付され、SDCCにも資料として送っていただきました。関西にお住まいの多くの方からの熱い思いが伝わります。その中から7通を掲載させていただきます。

<p>ジュゴン</p> 	<p>生物は機械ではありません。一度絶えたら二度と復元できません。佐渡のトキが良い例です。絶滅しないように、大きな音を出して怖がらせたり、えさ場である海草藻場を破壊しないでください。</p>
<p>ウミガメ</p>	<p>生物は機械ではありません。一度絶えたら二度と復元できません。当然ですが、過去に一度絶えた生物が再度現れた例は一度もありません。産卵場所が奪われることは、種の連続が途切れることで、種の絶滅の道です。絶対にこの場所に基地を作ってはいけません。</p>
<p>飛行経路</p>	<p>「住宅上空を通るかどうかが、把握していない」など、住民の生活を無視して「基地建設ありき」の姿勢だ。担当者が全員辺野古に住んでみたら、どれだけ凄い騒音かわかるでしょう。結局、人ごと！</p>
<p>埋め立て土砂</p>	<p>膨大な量の海砂の採取は、どこから取っても大きな環境破壊です。日本を守るためと言いながら、日本を壊すことになっているのです。 枚方市 I . H</p>

将来ジュゴンが増えるように海草藻場の保全計画をたててください。貴重な生態系を守ってください。ジュゴンが暮らせる場所を減らすようなことは、これ以上行うべきではありません。長期的に自然を壊さない対策を検討する時代だと思います。
堺市 M . Y

みんなの意見書

環境と生態系	NHKの「ダーウィンが来た」をよく見えています。希少化による絶滅が心配されるサンゴやジュゴンの生きる環境を狭めることには怒りを感じます。「便利」だとか「もうかる」とか。如何にももっともらしい理由をつけて必要悪のような言い方をして、環境破壊をすすめることには賛成できません。
	
埋立土砂	海砂を使うのも、山を削りにとって自然を大きく変えてしまうのもダメです。後々大きなつげが戻ってきます。
アセスについて	今回の方法書にもヘリパッドや護岸が追加されています。以前私の住む和歌山の産廃設置のアセスの時も調査方法を精査すると、漏れている点があり、裁判の中でも指摘がありました。やりなおすべきです。 和歌山市 S.T

環境調査について



人類誕生から形成された自然の影響調査をわずか1年で終わらせ、「総合評価」では「事業実施区域周辺に及ぼす影響は総じて少ないものと判断しています」と結論付けている。これはジュゴンの生息実態を隠す不当なものである。天然記念物であり絶滅危惧種であるジュゴンの生息を限定するような記述は、辺野古周辺をジュゴンの生息域とせず、基地建設を合理化するためのごまかしである。ジュゴンを辺野古の藻場に近づけないようにした調査自体が、すでに環境を破壊したことを証明するものといえる。このような調査結果を準備書に反映することは許されず、方法書からのやり直しを求めるものである。また「総じて少ない」に対して「大きい」という場合の判断基準はどこにあるか。明確に示すべきである。生物の多様性保全への破壊的環境は重大であり、基地建設は中止すべきである。

箕面市 M.S

ジュゴン	絶滅させないようえさ場である海草藻場を壊さないでください。
ウミガメ	産卵場所に基地を作らないでください。
辺野古沿岸域	沖縄県で「厳正な保護をはかる地域」に分類されています。貴重な自然を消滅させないで。
サンゴ	大浦湾のアオサンゴ群生、辺野古沖のダイオウサンゴ群体を殺さないでください。
埋立土砂	膨大な土砂をどこから確保するか明記されていません。膨大な海砂の採取が環境破壊です。
沖縄の自然	沖縄にとって、自然は生命線だと思います。自然を守ることは、沖縄県民の命を守ること。自然破壊は沖縄の未来を無味乾燥なものにし、本当の豊かさをなくします。魅力ある自然こそ未来に残すべきです。取り返しのつかない自然破壊は絶対してはならない。 大阪市 I.S





みんなの意見書

地球上に数少ないジュゴンが生息している辺野古の海がアメリカの基地になるのでしょうか。ワシントン条約なんかでジュゴンは守れないのでしょうか。反対運動されている皆さま、ジュゴンを守って！遠き奈良の地より応援しています。

生駒郡 K.M

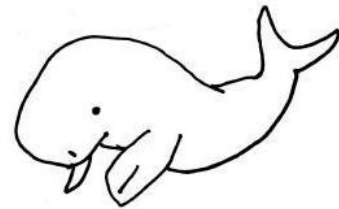
沖縄列島における自然環境の保全について

戦後60年、沖縄は米軍基地による被害を蒙り続けてきた。もうこれ以上、たとえ寸土といえども増やすことはできない。むしろ米軍は去るべきである。

和歌山県日高町 H.R

SDCC、沖縄の会の意見書では、下記のようなさまざまな要求、指摘、疑問が出されました。

- ・ジュゴン保護は国際的問題・・・英語版の作成
- ・ジュゴンの複数年調査の実施を
- ・海草藻場の保全、保護区の設定
- ・埋め立て土砂採取先のアセス実施
- ・騒音について・・・デモフライトの要求
- ・専門家の名前の公表
- ・ヘリパッドなど方法書にない新事業計画があるので、アセスのやり直しを求める
- ・辺野古、大浦湾の自然を守れ
- ・この1年ジュゴンを確認できなかった ジュゴンを辺野古から遠ざけた理由は何か？
- ・オスプレイの配備はあるのか？
- ・濁り対策の不備を指摘



みんなの声を集めアセスのやり直しをさせましょう。

呼びかけ

私たちは、まともなアセスメントが行われるならば、この海を埋め立てることはできないと考えます。基地計画を止め、ジュゴンの保護区を作り、地域の生活を守るために、まずこの準備書の出しなおしを求めましょう。

昨年10月決議されたIUCN（国際自然保護連合）のジュゴン保護勧告履行の署名にご協力をお願いします。

署名の詳細は ジュゴン保護キャンペーンセンターのホームページをご覧ください

<http://www.sdcc.jp/iucn/internet-petition.html>

SDCCの活動は、会員のみなさまによって支えられています。
会員の方には、ちゃんぶるニュースを年6回お送りしています。
ぜひ会員になって、応援してください。
郵便振込みにて年会費を入金していただくと入会できます。
年会費：個人 2000 円 団体 10000 円

サポーター募集！

一緒に活動してくれる仲間を募集しています。
ミーティングに参加する
街頭署名活動に参加する
ジュゴン折り紙、ジュゴングッズを作る
イベントに参加する e t c



(首都圏事務所)

〒162 - 0815 東京都新宿区筑土八幡町2 - 21
第1千代田ビル301 なかま共同事務所内
ジュゴン保護キャンペーンセンター
TEL / FAX 03 - 5228 - 1337

(関西事務所)

〒534 - 0025 大阪市都島区片町 2-9-21 野口ビル302
ジュゴン保護キャンペーンセンター
TEL/FAX 06-6353-0514

URL <http://www.sdcc.jp/> E-mail info@sdcc.jp

カンパ・会費振込先

郵便振込口座番号 00140 - 9 - 660199

加入者名 ジュゴン保護キャンペーンセンター

SDCC意見書集